

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

平成28年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、57件となっており、前年度と比べて11件減少しました。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が44件（77.2%）、知事が13件（22.8%）となっています。

（表－13）

実施機関	知事												教育委員会	合計
	政策局	総務局	安全防災局	県民局	スポーツ局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター等	計		
件数	1	0	0	1	0	1	3	1	4	1	1	13	44	57

また、事故等の類型別の件数の内訳は、紛失が25件（43.9%）、誤送付・誤送信が14件（24.6%）、誤交付が7件（12.3%）、誤廃棄が6件（10.5%）となっており、全体の90%超をこれらが占めています。

（表－14）

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	14	7	6	25	0	5	57

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係る情報が56件（98.2%）でした。県民および職員の双方に係る情報は1件発生しました。

事故等に遭った個人情報数を規模別にみると、1～5人が40件（70.2%）、6～49人が12件（21.1%）、50～99人が2件（3.5%）、100人以上が3件（5.3%）となっております。100人以上の規模の事故等は、ほとんどが書類の紛失や誤廃棄によるものです。

なお、これらの事故等はすべて職員によるもので、委託先及び指定管理者による事故等はありませんでした。

（表－15）

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合 計
県民のみに係る情報	40	11	2	3	56
職員等のみに係る情報	-	-	-	-	-
県民・職員に係る情報	-	1	-	-	1
合 計	40	12	2	3	57

これらの事故等の条例違反については、「安全性の確保措置」が課題となっています。

（表－16）

条例違反の状況	件数
目的外提供の制限（第9条）	0
安全性の確保措置（第11条第1項）	57
職員等の義務（第12条）	2
受託事業者の安全性の確保措置（第11条第2項）	0
オンライン結合（第10条）	0
事故等の合計数	57

（注）条例違反が複数該当する場合は、各々重複して計上しています。例えば、職員等の義務違反の2件は、安全性の確保措置違反の57件と重複しています。

事故等のほとんどについては、本人等への情報提供及び再発防止策がなされています。事故等の後、個人情報回収されたものは24件でした。

（表－17）

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	54
再発防止策	56
個人情報の回収	24

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。また、情報公開広聴課で防犯ブザー付きカバンを希望する所属へ貸出しており、個人情報を含む書類等を持ち運ぶ際の事故防止を図っております。